

ケース1 介護保険料における市民税課税・非課税判定は変わらないが、合計所得金額が変わる場合



75歳（単身世帯）
年金収入：210万円
給与収入：95万円

●年金

年金収入 - 公的年金等控除額 = 公的年金等に係る雑所得（年金所得）
210万円 110万円 100万円

●給与

給与収入 - 給与所得控除額 = 給与所得控除後の給与等の金額 - 所得金額調整控除 ⇒ 給与所得
95万円 55万円 40万円 10万円 30万円

●合計所得金額：130万円

※税制改正では給与所得控除額が65万円になりましたが、介護保険料の算定時には55万円を用いて算出します。

●市民税課税・非課税判定
課税

●介護保険料における市民税課税・非課税判定
課税

介護保険料段階：7段階（年額92,040円）

ケース1の場合、合計所得金額は税制改正前の130万円を用いることから、**第7段階**になります。

ケース2 介護保険料における市民税課税・非課税判定が変わる場合



67歳（単身世帯）
年金収入：210万円
給与収入：105万円
障害者控除有

●年金

年金収入 - 公的年金等控除額 = 公的年金等に係る雑所得（年金所得）
210万円 110万円 100万円

●給与

給与収入 - 給与所得控除額 = 給与所得控除後の給与等の金額 - 所得金額調整控除 ⇒ 給与所得
105万円 55万円 50万円 10万円 40万円

●合計所得金額：140万円

※税制改正では給与所得控除額が65万円になりましたが、介護保険料の算定時には55万円を用いて算出します。

●市民税課税・非課税判定
非課税

●介護保険料における市民税課税・非課税判定
課税みなし

介護保険料段階：7段階（年額92,040円）

ケース2の場合、合計所得金額は税制改正前の140万円を用いることから、介護保険料における市民税課税・非課税判定は課税となり、**第7段階**になります。

